

全国森林計画の変更について

平成28年2月

林野庁

1. 全国森林計画の変更の考え方について

(参考)

1 全国森林計画の概要

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林法第4条の規定に基づき、「森林・林業基本計画」に即し、全国の森林について5年ごとに15年を1期としてたてる計画であり、「森林・林業基本計画」で示した長期的かつ総合的な政策の方向・目標の達成に向けた、森林の整備・保全等に関する具体的計画を定めるもの。

広域的な流域(44流域)ごとに森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積、保安施設等の計画量を明示することなどにより、都道府県知事が策定する「地域森林計画」、森林管理局長が策定する「国有林の地域別の森林計画」の指針となる計画。

現行の全国森林計画は、平成23年7月に策定された「森林・林業基本計画」に即して平成25年10月に策定。

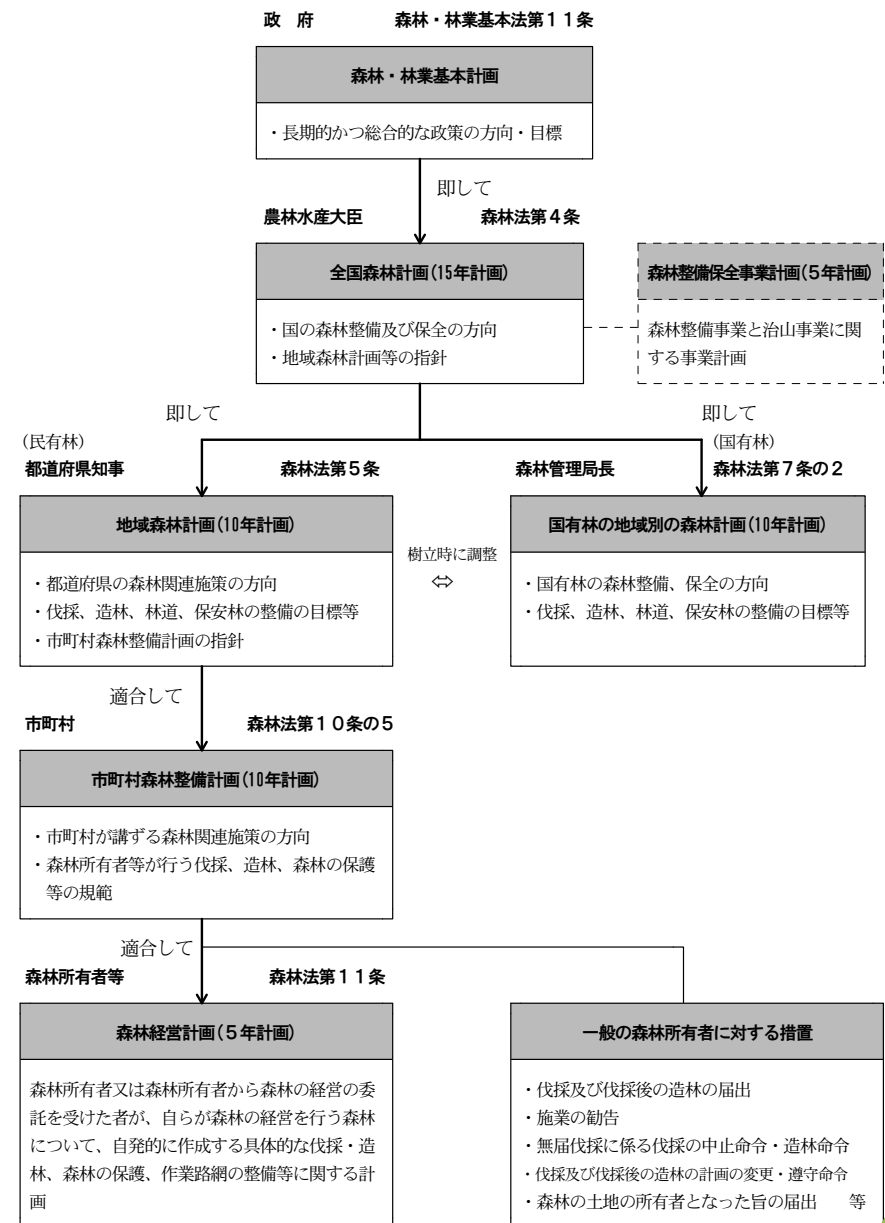
2 変更の時期

全国森林計画は、「森林・林業基本計画」に即してたえられるものであることから、今回の全国森林計画の変更は、新たな「森林・林業基本計画」の策定と併せて実施。

3 変更の基本的な考え方

新たに策定される「森林・林業基本計画」に即した計画となるよう、各計画事項の記述内容とともに、「森林整備及び保全の目標」、「伐採立木材積」、「造林面積」等の計画量について所要の見直しを実施。

森林計画制度の体系



2. 全国森林計画の主な変更点について

全国森林計画の主な変更点(案)

項 目	主 な 変 更 内 容
ま え が き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ記述内容を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的情勢の変化に係る記述等を追加。
<p>I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持造成を推進 ・ 「流域」を単位として、水源涵養、山地災害防止/土壌保全等の各機能の高度発揮を図るための森林施業等を推進 ・ 森林の有する機能ごとの整備及び保全の基本方針を記載（第1表） <p>2 森林整備及び保全の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の整備及び保全の留意事項を8地域（44広域流域）別に記述 ・ 計画期間において到達・保持すべき森林資源（育成単層林・育成複層林・天然生林の面積、蓄積）の状態を44広域流域別に提示（第2表「森林の整備及び保全の目標」） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的情勢の変化に係る記述を追加。 ○ 森林の整備及び保全の推進に当たっての留意事項について、必要に応じ記述内容を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な更新の確保を図る旨の記述等を追加。 ○ 第2表「森林の整備及び保全の目標」について、計画期末の面積等を、必要に応じ見直し。

項 目	主 な 変 更 内 容
<p>Ⅱ 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主伐、間伐、造林、保育の基準を提示 ・ 主伐量、間伐量、造林面積を計画するとともに、間伐面積を参考に付記（第3表「計画量」） <p>2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能や木材等生産機能の維持増進を図る区域の設定の考え方を提示 ・ 区域の設定は重複が可能 ・ これらの区域における施業の考え方を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ記述内容を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の整備・保全に際し、車道等や集落からの距離といった社会的条件についても勘案する旨の記述を追加。 ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入について記述を追加。 ・ 保育に関する事項に、野生鳥獣による森林の被害防止対策を追加。 ○ 第3表の「計画量」について、必要に応じ見直し。 ○ 必要に応じ記述内容を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材等生産機能の維持増進を図る森林において、計画的な主伐と、植栽を基本とした確実な更新に努める旨の記述を追加。

項 目	主 な 変 更 内 容
<p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路網の開設の考え方を提示 ・ 路網の整備水準を目安として提示するとともに、林道の開設量を計画（第3表「計画量」） <p>4 森林施業の合理化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を受けて行う施業・経営の実施等の推進に関する考え方を提示 ・ 林業従事者の養成・確保、作業システムの高度化、流通・加工体制の整備等に関する考え方を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ記述内容や第3表の計画量を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道の開設に当たって、車道等や集落からの距離といった社会的条件に応じた整備を実施する旨の記述を追加。 ○ 必要に応じ記述内容を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者等の情報整備、共有林での施業の促進、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図る旨の記述を追加。 ・ 経営感覚に優れた林業事業体等の育成に関する記述を追加。 ・ 地域の状況を踏まえた木材加工・流通体制の整備に関する記述を追加。

項 目	主 な 変 更 内 容
<p>Ⅲ 森林の保全に関する事項</p> <p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用を調整 <p>2 保安施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林の配備、特定保安林の整備、治山事業の実施等の考え方を提示 ・ 保安林面積、治山事業施行地区数を計画（第3表「計画量」） <p>3 森林の保護等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病害虫等による森林被害の未然防止、早期の発見・駆除 ・ 野生鳥獣による森林被害対策について捕獲や防護柵の設置など広域的な防除活動等を推進 <p>Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>1 保健機能森林の設定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情等から、森林保健施設の整備が見込まれる森林について設定 <p>2 保健機能森林の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な施業を実施 <p>3 その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林及び施設の適切な管理等に留意 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行どおり。 ○ 必要に応じて記述内容を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用に関する記述を追加。 ○ 必要に応じて記述内容を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣による被害が深刻な森林において、重点的な森林被害防止対策を推進する旨の記述を追加。 ○ 現行どおり。